

# 障害者虐待防止のための指針

令和7年4月1日

特定非営利活動法人 みつばちの家

## 1. 障害者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は障害者の尊厳の保持や、障害者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

## 2. 「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を設置します。

### (1)設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

### (2)「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」の構成委員

- ・委員長（理事長）
- ・責任者（理事・各事業所管理者）
- ・マネージャー（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）
- ・第三者委員
- ・事務局
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

### (3)「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

### (4)虐待防止・身体拘束等適正化委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
  - オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
  - カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- (5)虐待防止の担当者の選任  
虐待防止の担当者は、責任者とします。

### 3. 障害者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び障害者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1)定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2)新任職員への研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施
- (4)実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- (3)虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知します。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1)利用者又は家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2.(5)で定められた虐待防止担当者とします。
- (2)事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3)事業所内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- (4)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

## 6. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- (3)対応の結果は相談者に報告します。

## 7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

## 8. その他

上記の3. に定める研修のほか、外部研修にも参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則 本指針は令和7年4月1日より施行する。